

スターフィールドテクノロジーズ LLC
SSL サーバ証明書サービス利用約款

スターフィールドテクノロジーズ LLC SSL サーバ証明書サービス利用約款（以下、本約款と言います）は、米国アリゾナ州登記法人であるスターフィールドテクノロジーズ LLC（以下、スターフィールドと言います）及びスターフィールドの販売代理店であるジェイサート株式会社（以下、ジェイサートと言います）と、SSL サーバ証明書サービス（以下、証明書サービスと言います）利用者及びその代理人（以下、総称して利用者と言います）との間で、利用者が、ジェイサートが以下 URL にて提供する証明書サービスライフサイクル管理システム（以下、ジェイストアと言います）で証明書サービスの利用申請を行った時点で利用者とスターフィールド及びジェイサートとの間に適用されるものとしします。

<https://jstore.jcert.co.jp/sslsales/ControlDSF0101ServiceMenu>

本約款は、利用者による証明書サービスの利用に関わる諸条件を定め、利用者とスターフィールド及びジェイサートとの間の一切の合意内容を取り決めるものであり、利用者はジェイストアで証明書サービスの利用申請を行うことで、本約款一切の諸条件に拘束されることに合意しているものとしします。

本約款は、以下 URL に掲載されている英語版を忠実に翻訳しておりますが、万が一その解釈に齟齬が起り得た場合には、英語版が意図するところに基づくものとしします。（但し、8 条「対価」および 14 条に「責任の上限」を除く）

証明書サービスは、スターフィールド認証業務規定（Certificate Practice Statement 以下、CPS と言います。原本は英文であり適宜スターフィールドにより改訂されることがあります）の最新版に準拠して、サーバ認証を目的として SSL サーバ証明書（以下、証明書と言います。）を提供するものとしします。

なお、本約款の英文版（Starfield Subscriber Agreement）および最新の CPS ついては、以下 URL にてご覧頂けます。 <http://www.starfieldtech.com/repository/>

1. 用語の定義

本約款における次の用語は以下に述べる意に解釈されるものとしします。

CA あるいは認証局とは、スターフィールドそのものであって、証明書を生成し、署名し、配布し、失効する権限を有する組織のことを言います。 CA は、証明書発行ステ

ータス情報を配布し、且つ証明書や同ステータス情報が保管されたりポジトリ情報を提供する責任を有しています。

危殆化とは、秘密鍵の紛失、盗難、漏えい、改ざん、権限外の利用及びその他のセキュリティを損なう事象を総称します。

守秘義務対象情報とは、利用者が本約款に合意することでスターフィールドあるいはジェイサートから得られる一切の情報を言い、これには秘密鍵や公開鍵、個人の身元を明らかにする情報、パスワード情報、あるいは明示的であろうとなかろうとスターフィールドあるいはジェイサートにより機密であるとされた情報を含みますが、それらに限りません。

秘密鍵とは、相対する公開鍵との併用により、電子署名や暗号化されたファイルやメッセージを検証することができる電子データファイルのことを言います。

公開鍵とは、秘密鍵と相対する、公開された電子データファイルのことを言います。

RAあるいは登録局とは、スターフィールドの管理下にある認証業務機関のことを言います。

依存当事者とは、証明書あるいは証明書に記載された電子署名を信頼してインターネット上で取引する個人及び組織を総称します。

販売代理店とは、スターフィールドの許可を得てスターフィールドの製品及びサービスを利用者に販売する個人あるいは組織を総称します。

利用者とは、証明書の発行を受ける個人あるいは組織、またはその個人あるいは組織により証明書の申請及び管理を本約款に即し代行する権限を付与された個人あるいは組織の総称であって、証明書に格納された秘密鍵に相対する公開鍵を取り扱うことができる個人あるいは組織を言います。

CPSとは、スターフィールド PKI 及び証明書の運用方法につき定義し説明した認証業務規程のことを言います。

スターフィールド PKIとは、個人及び組織に証明書を提供する、スターフィールド公

開鍵基盤のことを言います。

スターフィールド PKI サイトシールとは、スターフィールドが利用者のウェブサイト
に提供するグラフィックイメージであり、それをウェブサイトに掲示することにより
当該ウェブサイト上での取引や情報交換が CA によりセキュアに保護されていること
を示すことができます。

ジェイストアとは、ジェイサートのウェブサイト上で、ジェイストア利用規約に従い、
証明書の申請、更新、失効、再発行、リキーなどの証明書のライフサイクル管理を行
う手段を利用者に提供するツールのことを言います。なお、ジェイストア利用規約に
ついては、http://www.jcert.co.jp/support/pdf/jstore_article.pdfの通りです。

2. 証明書サービスの開始及び利用者の義務

スターフィールド及びジェイサートは、8 条に定める対価の入金確認ができない限り、利用者
による証明書の発行申請に基づくなりすまし排除を目的とした証明書発行手続きを開始する義
務を有さないものとします。(ただし、別途相対で後払い等約定がある場合はその限りではあり
ません。)また、当該手続きの完了後証明書が利用者に発行されて初めて、スターフィールド及
びジェイサートは本約款及び CPS に即し証明書サービスを利用者に提供することになります。
尚、スターフィールド及びジェイサートは、以下事象に該当する場合には、利用者の事前の承
諾を求めずそれぞれ自らの判断で、利用者の証明書の発行申請を拒絶する権利を留保してい
るものとし、その理由については利用者に開示する義務を有さず、受領済の対価の返金以外の一
切の金銭的債務も負わないものとします。

1. 利用者に、本約款あるいは CPS に即し履行義務違反があると疑われる場合
2. 証明書サービスを提供するためのシステム等に突発的なトラブルが発生した場合

利用者の本約款における義務は以下の通りとします。

- (a) 一対あるいは複数の対の非対称鍵ペアを生成すること。
- (b) 生成した公開鍵と登録情報を裏付ける証明書類等をジェイサートの求めに応じ提出するこ
と。
- (c) 証明書への署名要求時に利用された公開鍵と一対の秘密鍵を危殆化から保護する為の適切
なる対策ならびに秘密鍵が危殆化した場合の適切なるリスク管理措置(複数サーバ間で過度
な秘密鍵の共用はしない等)を利用者自ら施すこと。
- (d) スターフィールド及びジェイサートに対し利用者の証明書に記載されることになる情報や
身元情報あるいは認証情報の正確性と完全性につき保証すること。
- (e) スターフィールド PKI サイトシールは本約款及び CPS に即して利用すること、そして証明

書は当該サイトシールを掲示したアプリケーションやウェブサイトをセキュアにする為のみ利用すること。

- (f) 生成された秘密鍵及び証明書情報の正確性の消失あるいは危殆化につき認められた場合にはジェイサートに迅速に報告すること。
- (g) 鍵ペアは CPS に即し利用すること。
- (h) 証明書のサブジェクト欄に記載された認証情報が正しいことを確認すること。
- (i) 証明書のサーバへの設定に際しては、証明書に記載されたドメイン名を持つサイトでのみ利用し、関連法規および本約款を順守すること。
- (j) 証明書を失効あるいは有効期限が到来した場合には、証明書を搭載したサーバから証明書を取り除くとともに、スターフィールド PKI サイトシールをウェブサイトから取り除くこと。
- (k) スターフィールドからの秘密鍵の危殆化あるいは証明書の誤用に関する照会には 24 時間以内に返答すること。

3. 利用方法の制限

利用者は、証明書を以下の用途に利用することはできません。

- (a) 第三者の代わりに証明書サービスを利用すること。
- (b) ジェイサートの事前の書面による承諾無く、利用者に発行された証明書を再販すること、あるいは再販しようとする事。
- (c) 利用者により証明書の発行申請が行われたドメイン名あるいは利用主体とは異なる、ドメイン名や利用主体に関わる公開鍵あるいは秘密鍵を取り扱うこと。
- (d) 証明書を、法律や規則に反する国家あるいは地域との間で、直接間接を問わず、輸入、輸出、あるいは再輸出すること。
- (e) スпамや社会倫理に反する行為（第三者を中傷し、当惑させ、ダメージを与え、虐待し、威嚇し、攻撃する等の行為や、米国や利用者がビジネスを展開している地域の法律で禁じられている行為、あるいは敵対的犯罪やテロ、児童ポルノ等の非合法的行為を奨励する行為、更には歪曲した、劣悪な行為や猥褻な行為、第三者のプライバシーを侵害する行為や人種差別に関わる行為、反倫理的行為、第三者になりすます行為、未成年にダメージを与える行為、等々を含み且つそれらに限られない）に加担する可能性のある情報の送信、受信、閲覧あるいは利用を目的として証明書サービスを利用すること。
- (f) 証明書や秘密鍵、公開鍵の複製やソースコードの解読、高度化、改変やその他変更を行うこと。

4. スターフィールド及びジェイサートの表明と保証

スターフィールド及びジェイサートは以下が正しいことを表明し、保証するものとします。

- (a) 証明書サービスを提供するために合理性ある技術と能力を持ち合わせていること。
- (b) 証明書を生成する際に、利用者の証明書情報を誤って取り扱わないよう合理的な配慮を行っていること。
- (c) 証明書の発行申請を承認した、あるいは証明書を発行した機関が起源のあるいは知り得た証明書記載情報に含まれる事実に関し、重大な不実表示がないこと。
- (d) 証明書サービスや証明書失効処理、そしてリポジトリ情報の提供において、CPS の定めるところに準拠していること。

5. 利用者の表明と保証

利用者は以下が正しいことを表明し、保証するものとします。

- (a) 利用者の秘密鍵に対し、権限無い人間を一切アクセスさせないこと。
- (b) 利用者により提供された証明書記載情報は、正しく、正確であり且つ完全であること。
- (c) 利用者が、証明書が発行されたドメイン名の登録者であるか、あるいは登録者の権限ある代理人であること。
- (d) 証明書とスターフィールド PKI サイトシールが合法的に、且つ利用者に付与された権限の範囲内で利用されていること。
- (e) 利用者は、利用者の立場で証明書を利用し、CA の立場での利用をしないこと。
- (f) 利用者は、スターフィールドあるいはスターフィールド以外の CA と利用者との間に、何らの委託信任関係を求めないこと。
- (g) 利用者は、第三者の権利を侵害する方法で証明書サービスを利用していないこと。

6. 証明書の失効

スターフィールド及びジェイサートは、利用者が以下のいずれかに該当する場合、利用者の事前の承諾を求めず自らの判断で、利用者の証明書を直ちに失効する権利を留保しているものとし、ジェイサートは失効された証明書サービスの対価を利用者に返金する義務を有さないものとしてします。

- (a) 利用者が、本約款あるいは CPS に定められた利用者に課された重大な義務を履行しなかった場合
- (b) 利用者が、本約款あるいは CPS を順守しなかった場合
- (c) 利用者が、自社名あるいはドメイン名を変更し、これをジェイサートに迅速に報告をしなかった場合

- (d) 利用者により、秘密鍵あるいは秘密鍵を保護するセキュリティに対する侵害が発見され、あるいは合理的にそうであると疑われ、これをジェイサートに迅速に報告をしなかった場合
- (e) 利用者が、ジェイサートにより発行された請求書の支払いを、同請求書に記載の支払期限までに行わない場合
- (f) またはスターフィールド PKI のセキュリティあるいは完全性を危殆化させた場合
- (g) 利用者が、スターフィールド PKI サイトシールを適切に利用しなかった場合、あるいは不当表示した場合
- (h) 証明書のサブジェクト欄に記載される認証情報が正しくない場合

なお、利用者は、上記事象により影響を被ると合理的に予想される個人あるいは組織に対し、直ちに通知する義務を負うものとします。

7. 秘密鍵の危殆化

利用者は、利用者の秘密鍵に侵害があった場合、その理由を問わず、その侵害に関わる一切の損失及び損害につき、利用者自身の損失あるいは損害に限らず、責任を有しているものとします。

8. 対価

利用者は、スターフィールド及びジェイサートにより提供される証明書サービスの対価（証明書発注時に有効な消費税を加算した）を、ジェイサートから発行される請求書に記載される支払期日までに支払うものとします。

対価の支払いは、ジェイサートが発行する請求書に従い、ジェイサート指定の銀行口座への口座振込みにより行われるものとします。尚、銀行諸掛等対価の支払いに関わる一切の費用あるいは請求額からのいかなる控除も利用者の負担とします。

ジェイサートは、（1）支払期日到来後も入金確認できないジェイストアで受付済み証明書発行申請については、天災その他利用者の責に帰すことのできない事由による場合を除き、利用者の事前の承諾を求めずジェイサートの判断でいつでもその申請を取消することができる（それにより利用者が被る一切の損失及び損害について責任を有さない）ものとし、（2）証明書サービスを提供開始済であって支払期日到来後の未払対価については、天災その他利用者の責に帰すことのできない事由による場合を除き、年利 14.6%（1 年を 365 日とした日割計算による）割合により計算される経過利息を遅延損害金として、未払対価に加算して利用者に請求することができるものとします。

ジェイサートは本約款あるいは CPS の定める範囲を超えたサービスの提供に関わる業務が発生する場合（例えばメールや電話での合理的なサポートの提供を上回る個別サポートや弁護士費用を要する紛争の処理などを含み、且つそれらに限りません）には合理的な対価の支払いを別途利用者に求める権利を留保しているものとします。

利用者は、証明書発行後 30 日以内であれば、サーバほか証明書を設定する機器との間で暗号化接続できない等発行済証明書が利用できない場合に限り、証明書サービスの対価（但し、ジェイサートから利用者指定の銀行口座への口座振込のみによるものとする）の返金を要求できるものとします。

9. サービス利用の期間及び終了

本約款は、利用者がジェイストアで証明書の発行申請を行った時点で、申請された証明書毎に個別に適用されるものとします。本約款に基づく証明書サービスの利用は、いずれかの当事者からの 10 営業日前の通知によりいつでも終了できるものとします。本約款に基づく証明書サービスの利用は、証明書の失効により、そうでなければ証明書の有効期限の到来により終了するものとします。

10. 知的財産権

証明書、公開鍵、秘密鍵はスターフィールドの知的財産であり、それらの所有権の一切はスターフィールドが保有しています。サービスマークや特許、複製権等（を含み且つそれらに限られない）により生み出される製品やそれらの改良品に関わる一切の法的権利はスターフィールドが保有しているものとします。他方、利用者は本約款の定めるところを超えて、そうしたスターフィールドの財産権に対する権利や所有権、持分を一切主張することはできません。スターフィールドは、利用者に対し、公開鍵や秘密鍵、生成された電子署名等を含む、利用者が対価を支払った証明書サービスに関わる、失効可能で非独占的、且つ第三者へ譲渡することができない証明書の利用権を付与しているに過ぎません。

スターフィールド及びジェイサートは、商標やサービスマーク、屋号やその他の商業上の表象を明らかにするもの一切の権利を保有しているものとします。利用者は、スターフィールドあるいはジェイサートの事前の書面による承諾無く、いかなる方法であろうともスターフィールドあるいはジェイサートの名前やロゴを利用することはできません。

利用者は、証明書発行申請時、第三者の知的財産権を侵害するいかなる名称等も使用することはできません。

1 1. 守秘義務

利用者が、本約款に合意することにより知り得る守秘義務対象情報は、本約款に基づく証明書サービスの利用の目的のみに即して利用されるものとします。利用者は、本条の要件に即し情報を開示しなければなりません。上記に関わらず、いずれの当事者も法律や規則、管轄司法当局や行政の命令に従わねばならない場合には、守秘義務対象情報を当局に開示することができるものとします。本条は本約款に基づく証明書サービスの利用の終了後 5 年間有効であるものとします。

1 2. 保証の拒絶

スターフィールド及びジェイサートは、本約款あるいは CPS に特段の定めのない一切の保証については、それが明確であろうとなかろうと（市場性や何らかの特定の目的への適合性、権利不侵害、所有権に関するものや、法定あるいは商習慣に関するものを含み且つそれらに限られない）、何ら表明をせず、その提供を明確に拒絶するものとします。スターフィールド及びジェイサートは、証明書サービスが利用者の何らかの期待に沿うものであることを、あるいは同サービスが中断せず適時に、安全に過失無く提供されることを、あるいは欠陥があったとしてもそれが必ず正されることを、何ら保証するものではありません。スターフィールド及びジェイサートは、スターフィールド及びジェイサートが利用者に提供する全てのサービスとその利用成果において、サービスの正確性や精度、信頼性等を保証することも表明することはありません。

1 3. 補償

利用者は、スターフィールド及びジェイサートを、以下を含む（がそれらに限られない）事象に影響された証明書及び証明書サービスを依存当事者が利用あるいは依存することにより発生する、クレーム、法的責任、損害賠償請求、代理人手数料や訴訟費用等の第三者への費用や支払いなど、一切の債務から救済し補償するものとします。

- (a) 証明書発行申請時の利用者による不当表明や提供情報の欠落や誤り
- (b) 利用者による証明書の権限外の利用や改変
- (c) 利用者が証明書のセキュリティを保全する為の適切な対策を講じなかった場合
- (d) 利用者によるスターフィールドあるいはジェイサートの保有する知的財産権の侵害

利用者は、上記に類するクレームや損害賠償請求があった場合には直ちにジェイサートに書面にて通知し、それらクレームや訴訟をスターフィールド及びジェイサートが制御し、管理できるよう対応しなければなりません。利用者は、クレームや訴訟の過程でスターフィールド及びジェイサートと十分に協力することに合意しているものとします。

利用者は、上記に類する事象に起因するクレームや訴訟から自らの費用で自らを守り、解決しなければなりません。

1 4. 責任の上限

スターフィールド及びジェイサートは、直接間接を問わず以下事象に起因する、証明書サービスにおける利用者のいかなる損失についても責任を有さないものとします。

- (a) 戦争、自然災害、その他の不可抗力
- (b) 証明書が失効され、あるいは有効期限が到来してから更新予定の証明書が発行されるまでの時間の利用者の事業やサービスの中断
- (c) 利用者による、ジェイサートが発行した証明書の不注意あるいは不正な利用
- (d) 証明書上で公開された個人情報

スターフィールド及びジェイサートによる、利用者に対する証明書サービス（その他あらゆる証明書の利用及び証明書への依存を含み且つその限りではない）に起因する一切の責任の総額は、スタンダード SSL では 300,000 円を、デラックス SSL では 500,000 円を超えないものとします。本上限は、利用者が関与する証明書サービスに起因する取引や要因の数に関わりなく、また証明書のドメインライセンスの種類あるいは有効年数に関わらず、証明書一枚当たり（証明書それぞれに固有のシリアル番号等証明書詳細情報により特定される一枚、とする）の上限として適用されるものとします。本上限は、契約（不履行など）や不法行為（過失含む）に基づくものや、法律や責任法理に基づくもの（直接あるいは間接損害、特別損害、法令損害、懲罰的損害、警告、偶発的損害等を含むがそれらに限られない）等一切の責任に適用されるものとします。

1 5. 改訂及び変更

利用者は、スターフィールドあるいはジェイサートが本約款や証明書サービスの諸条件を適時自らの判断で利用者への事前の承諾なく、改訂及び変更することを承知了解しているものとします。

いかなる改訂及び変更も、ジェイサートのウェブサイト上に掲載された時点で有効に成立し、利用者を拘束するものとします。利用者が証明書サービスを当該改訂及び変更が成立した後も継続利用するならば、それをもって利用者が当該改訂変更を順守することに合意したものと見做すことができるものとします。

1 6. 不可抗力

いずれの約款当事者も、地震や洪水、その他天変地異、戦争や反社会勢力からの妨害行為、火災や伝染病、暴動、交通や通信インフラの停止や遅れ、第三者あるいはその従業員や代理人、

請負業者等の不作為や遅れ等（を含み且つそれらに限られない）双方の合理的制御の及ばない事由による本約款に定められた履行義務（但し、利用者による対価の支払い義務は除く）の不作為や遅れについては、本約款上の約款不履行には当たらず、また他方の当事者に対して責任を有さないものとします。但し、資金不足による約款義務の不作為や遅れはこの限りではありません。双方は、上記に類する事由が発生次第直ちに他方に通知し、その上で本約款上の義務履行の遅れとなるであろうと判断される原因を明らかにするものとします。

17. 可分性及び完全合意

利用者は、本約款の諸条件が可分性を有していることに合意しているものとします。本約款のいずれかの部分条項に実効性がないか、あるいは無効であると判断された場合、その部分条項については、適用できる法解釈をできる限り精緻に当てはめ本約款への合意時の双方当事者の意図するところに沿うよう努力するものとします。その他の影響無い条項については、当該条項の解釈に関わらず、原文通りに適用されるものとします。

利用者は、本約款及び本約款中に参照される CPS 等の関連書類のみが、証明書サービスに関わる利用者とスターフィールド及びジェイサートとの間の唯一完全なる合意内容であることを承知しているものとします。

18. 準拠法と紛争解決

本約款及びこれに基づく証明書サービスの利用に関する紛争は日本法により解釈されるものとし、本約款のいずれかの条項に関わる紛争を解決する場合、法的措置を講ずる前に、利用者はジェイサート及びその他の紛争に関わる関係者に通知をし、当事者間で紛争の解決を図るものとします。紛争が、最初のいずれか当事者からの通知から 60 日以内に解決できなかった場合、当該紛争の解決については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

19. 譲渡

利用者は、ジェイサートの事前の書面にての承諾無く、本約款に基づく証明書サービスの利用に関する地位をいかなる個人あるいは組織にも譲渡することはできません。いかなる個人あるいは組織とは、第三者のみならず、親会社、子会社、関係会社等を含み且つそれらに限られないものし、他方、譲渡とは、利用者事業の一部売却や他社との合弁や統合、組織再編を含み且つそれらに限られないものとします。

20. 放棄

いずれかの当事者による本約款における部分的権利の放棄や不作為をもって、当該当事者が本約款上のその他全ての権利をも放棄したものと見做されないものとします。

2 1. 存続条項

条項 3,7,8,9,10,11,12,13,14,16,17,18,19,21 は本約款に基づく証明書サービスの利用の終了後も存続して双方当事者を拘束するものとします。

2 2. 通知

本約款及び CPS に関する通知や要求や要請は、電子メールあるいは書面にて行われるものとします。電子メールにおいては、相手が受領した時点で通知が完了したものと見做され、一方書面においては、投函後 5 日あるいは実際に相手が受領した時のいずれか早く到来した時点を持って通知が完了したものと見做すものとします。

利用者からスターフィールドあるいはジェイサートへの通知は、以下の宛先に対し電子メールあるいは郵便にて行われるものとします。

Starfield PKI C/O Starfield Technologies, LLC.

14455 North Hayden Rd.,

Suite 219, Scottsdale

AZ 85260, USA

practices@starfieldtech.com

ジェイサート株式会社 サポートグループ

〒102-0082

東京都千代田区一番町 4 番地 22 号

プレイアデー番町 4 階

電子メール: support@jcert.co.jp